

(参考資料1)

各種法令等による青少年の年齢区分

法令等の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者(18歳以上の少年は「特定少年」として17歳以下の少年とは異なる取扱いを受ける)
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
学校教育法	学齢児童	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校(又は特別支援学校の小学部)の過程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者
	婚姻適齢	満18歳
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律	20歳未満の者	20歳未満の者
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律	20歳未満の者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
子ども子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
青少年保護育成条例	青少年	18歳未満の者
青少年喫煙飲酒防止条例	青少年	20歳未満の者
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	0歳から40歳未満の者